

東京大学生産技術研究所 助教 公募要領

1. 職名及び人数：助教 1名

2. 任期：採用日から原則5年間

更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は2回、在職できる期間は採用日から7年間を限度とし、以後更新しない。更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。

3. 着任時期：令和7年12月1日以降、なるべく早い時期（応相談）

※試用期間あり（14日間）

4. 所属：東京大学生産技術研究所 情報・エレクトロニクス系部門 豊田研究室

5. 勤務場所：東京大学生産技術研究所（東京都目黒区駒場4-6-1）

変更の範囲：本学の指定する場所（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）

6. 業務内容：ビッグデータ分析、情報可視化、またはデータサイエンス分野の研究。大学院生の指導および研究室の運営補助。

変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）

7. 就業時間等：専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分、週38時間45分勤務したものとみなす。

8. 休日：土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

9. 休暇：年次有給休暇、特別休暇 等

10. 給与：学歴・職務経験等を考慮し決定。昇給制度あり。

参考 博士修了/38万円～

諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円まで）の他、
本学の定めるところによる。

11. 社会保険等：共済組合、雇用保険、労災保険については法令の定めるところにより加入。

12. 応募資格： 1) 博士号取得者または着任までに取得見込みの者。

2) 以下のいずれか1つ以上の経験を有することが望ましい。

・ 計算機システム管理・運用（特にLinuxサーバの管理・運用）

・ 計算機ネットワーク管理

13. 提出書類：下記をそれぞれ別のPDFファイルとして作成すること。

1) 履歴書（写真添付のこと）下記 URL からダウンロードして作成すること。

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

- 2) 業績リスト（学術論文、国際学会発表、国内学会発表、招待講演、総説・解説、著書、特許等知的財産権、受賞、競争的研究資金の取得状況、等を含む）。
- 3) 主要論文の PDF ファイル（3 件以内）
- 4) これまでの研究概要（A 4 で 2 枚以内で図表を含むことも可）
- 5) 採用後に取り組んでみたい研究（A 4 で 1 枚以内）
- 6) 照会可能者 2 名の氏名と連絡先
- 7) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒処分にかかる申告書（下記 URL からダウンロードしてください）

<https://drive.google.com/drive/folders/1WyZtFYThRkP1_7XWq0vf23_eHWn-YtVx?usp=sharing>

14. 公募締切日：令和 7 年 1 2 月 1 日付採用の場合

：令和 7 年 9 月 2 4 日（水曜日）1 7 時（必着）

上記以降の場合（採用日応相談）

：令和 7 年 1 2 月 1 5 日（月曜日）1 7 時（必着）

ただし、適任者が見つかり次第締め切ることがある。

15. 選考方法：書類による第 1 次選考を実施後、面接等による第 2 次選考を行う。

（面接の方法は状況に応じて相談）。対面の場合、面接に必要な旅費、滞在費等は応募者の負担とする。

16. 書類提出先：東京大学生産技術研究所 情報・エレクトロニクス系部門 教授 豊田正史
各書類を PDF ファイルにて用意し、1 つの圧縮ファイルにまとめて以下のメールアドレスに送付してください。不明な点の問い合わせも同じメールアドレスに送付ください。

E-mail: toyoda@tkl.iis.u-tokyo.ac.jp

17. 募集者名称：国立大学法人東京大学

18. 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

19. その他：・応募の秘密は厳守し、応募書類は採用選考の目的以外には使用いたしません。

- ・応募書類は本選考後破棄します。
- ・本学は男女共同参画を推進しており、業績評価において同等と認められた場合には、女性を積極的に採用します。（ポジティブ・アクション募集）
- ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。